



26 福スポ少第59号

平成26年5月22日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人福島県体育協会

会長 宗 形 守 敏

(公 印 省 略)

公益財団法人福島県体育協会

福島県スポーツ少年団

本部長 星 本 文

(公 印 省 略)

公益財団法人福島県体育協会賛助会員入会のお願い

このことについて、本協会では、県民の皆様からのご支援により本県スポーツの推進を目的とする事業にご賛同いただける賛助会員の募集を年間を通して行っております。

つきましては、別紙のとおり趣旨をご理解のうえ、所属単位団や関係者の皆様にご周知くださるようお願いいたします。

皆様におかれましては、賛助会員としてご入会いただき、本県スポーツの推進や将来のスポーツ界を担う子ども達のために一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 賛助会費（年会費） 1口 10,000円（1口以上何口でも可）
- 2 申込先 公益財団法人福島県体育協会（FAX・E-mail可）
- 3 振込先 入会者には、振込用紙（手数料無料）を送付いたしますので、ご活用ください。

事務担当 公益財団法人福島県体育協会スポーツ少年団

TEL024-524-3833 FAX024-521-7971

公益財団法人福島県体育協会 賛助会員入会のお願い

謹啓 皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様には、日頃より本協会の事業推進にご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、東日本大震災及び原子力災害により被災された皆様には、1日も早い復興が進みますことを心よりお祈り申し上げます。

さて、公益財団法人福島県体育協会は、「競技力の向上」と「生涯スポーツの振興」を二大目標に掲げ、関係機関・団体等と連携を図りながら各種事業を推進し、「スポーツふくしま」の確立に努めているところであります。本協会は、昭和5年11月9日に設立され、

平成25年4月1日に公益財団法人へと移行し、今後ますます本県スポーツの推進について、今まで以上に高い社会的役割を求められております。

その目標が達成されるためには、長期間にわたり本協会独自の主体的かつ自主的な事業の展開が必要となりますが、昨今の厳しい経済状況の中では、本県のスポーツ活動を支える本協会や加盟団体の多くは事業財源の確保に大変苦慮しています。

しかしながら、この厳しい状況を乗り越えて「スポーツふくしま」の確立を推進するためには、本県スポーツ推進の担い手である本協会や加盟団体自らが努力することは勿論ですが、県民の皆様、本県各分野の方々のご理解とご支援なくしてその目的を果たすことはできません。

このような状況を踏まえ、本協会といたしましては、さらに積極的に諸事業を進めるために本協会の賛助会員にご入会いただきたく、恐れながら書状にてご案内を申し上げる次第です。

皆様におかれましては、趣旨をご理解のうえ、本協会の賛助会員としてご入会いただき、本県スポーツの推進の一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

公益財団法人福島県体育協会

名誉会長 佐藤 雄平

会 長 宗形 守敏

※本協会への賛助会費には、特定公益増進法人としての税制上の優遇措置が適用されます。

賛助会費(寄附金)に係る税法上の優遇措置について

平成25年4月1日付けで公益財団法人となった当協会は、「特定公益増進法人」に該当します。当協会の賛助会費(寄附金)は税法上の優遇措置の対象となります。

法人の場合

□法人税

特定公益増進法人に寄附した法人は、確定申告によって法人税法上の損金参入限度額が通常の損金限度額とは別枠で認められます。

①一般の寄附金の損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 2.5 / 100) \times 1/4$

②特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 3.75 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 6.25 / 100) \times 1/2$

個人の場合

□所得税

確定申告によって「年間寄附金額(年間所得の40%が限度)－2,000円」が所得から控除されます。

□住民税

自治体が条例で指定した場合、個人住民税(翌年度)において寄附金税額控除を受けることができます。

「年間寄附金額－2,000円×控除率」が、住民税から控除されます。控除率は、県税で4%、市町村民税で6%です。

※住民税の控除は所得税の確定申告を行うことにより適用が受けられます。

所得税の確定申告書を提出せず、住民税の控除のみを受けようとする場合は住民税の控除のための申告を市町村に行う必要があります。(詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせ願います。)

会費及びご入会の手続き等について

1 賛助会費（年会費）

- 個人賛助会員 1口 10,000円（1口以上）
- 法人・団体賛助会員 1口 10,000円（1口以上）

※個人会員は、3口以上、法人・団体会員は、5口以上で特別会員となります。

2 ご入会手続等

- (1) 別添「賛助会員申込書」を下記事務局宛に送付をお願いいたします。
会費納入は事務局が送付する専用の振込用紙（振込手数料無料）を活用ください。
- (2) 申込書の提出先（FAX・E-mail申込も可）
〒960-8065 福島市杉妻町5番75号（東分庁舎3号館 1階）
公益財団法人福島県体育協会
電 話 024（521）7896
FAX 024（521）7971
E-mail info@sports-fukushima.or.jp

3 その他

- (1) 会員には、本協会が発行する機関誌等の情報をお届けいたします。
- (2) 特別会員の方には特典として、本協会がキャンペーン等で使用するグッズをお届けいたします。
- (3) 広報誌「Sports Fukushima」や本協会ホームページに会員氏名・団体名を掲載させていただく予定です。記載の可否を別紙申込書で回答いただくようお願いします。

賛助会員の個人情報、は、本事業以外に使用することはありません。

- (4) 本協会への賛助会費には、特定公益増進法人としての税制上の優遇措置が適用されます。

<市町村スポーツ少年団・単位スポーツ少年団用>

※振込用紙の送付を希望する。

公益財団法人福島県体育協会会長

賛 助 会 員 申 込 書

公益財団法人福島県体育協会賛助会員の趣旨に賛同し、入会します。

1 賛助会員の額（年会費） 円 円

2 入会年月日 平成 年 月 日

3 本協会機関誌およびホームページに単位団名または氏名を掲載することについて

掲載を了解する ・ 掲載は控える

平成 年 月 日

【団体会員の方】

単 位 団 名 スポーツ少年団

代 表 者 氏 名 _____

〒 ー

住 所 _____

電 話 番 号 _____

【個人会員の方】

氏 名 _____

所 属 単 位 団 名 スポーツ少年団

〒 ー

住 所 _____

電 話 番 号 _____